

## 分野連携・共通施策の基本方向について 【3期戦略プランから抜粋】

消費者の食の安全・安心に対する意識の高まりや、多様な価値観やライフスタイルの変化などに対応するためには、食料の生産から流通・販売までの過程での安全・安心の確保はもとより、島根の豊富な地域資源を活用した特色ある農林水産物の生産が必要です。

また、ターゲットを明確にした販売戦略の下、県外への販路拡大や地産地消の推進、輸出の促進など多様な流通・販売の推進にも取り組めます。

加えて、農林漁業者が自ら加工や販売などに取り組んだり、加工・販売事業者等との連携による付加価値の向上など、6次産業化の取組みも進めていきます。

このほか、野生鳥獣による農作物等への被害が依然として深刻であるため、農林業者や地域住民、関係機関等が連携・協力し、的確な被害対策を推進します。

### 1. 農林水産物の安全確保と安心の醸成

消費者の「食」の安全への関心が高まる中、本県では生産者、産地等に対して、農薬・動物用医薬品等の適正使用に関する普及・啓発を強化するとともに、GAP（農業生産工程管理）やトレーサビリティ手法等の導入促進を図ってきました。

そうした中、消費者の安心と信頼を確保し、市場競争力と産地レベルの向上を図るため、平成21年度に島根版GAPである「美味しまね認証制度」を創設し、県産農林水産物を対象として平成27年度末までに79件を認証しています。

今後は食の安全について、関係法令に基づく指導等をさらに徹底するとともに、認証制度及びGAPの普及推進を通して、生産者と消費者相互の信頼関係の一層の醸成に努めます。

### 2. 地産地消の拡大・豊かな食生活の普及

地産地消については、これまで平成15年策定の「島根県における地産地消推進の基本的な考え方」を基に消費拡大に向けた取組みを推進し、全県で地産地消の取組みが拡大しました。

しかし、近年、食の安全・安心に対する意識の向上や、食習慣の多様化、生産者の販売手法の多様化などにより、「食」や「農林水産業」を取り巻く県民の意識や環境が大きく変化する中で、これに対応した取組みの強化が必要となっています。

また、農林水産業は多様な食材を供給し、農山漁村は自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の承継など多面的な役割を担っています。この役割を社会全体で守り育てていくためには、県民一人ひとりの理解が重要です。特に、平成25年には「和食」がユネスコ世界文化遺産に登録されるなど、農林水産業・農山漁村への県民の理解を深めることはより重要性が増しています。

そこで、平成26年に策定した「島根県地産地消促進計画」に基づく取組みを強化し、地産地消の一層の拡大を図るとともに、県民が農林水産業・農山漁村への理解促進に向けた情報発信や活動により、県民の豊かな食生活の普及を図ります。

### 3. 県産品の多様な販路拡大

安全・安心をはじめ、健康、本物志向など食に対するニーズは益々多様化しています。一方、島根県は、農林水産品の生産規模が小さく、少量多品目の生産が主体です。このため、多様なニーズに対応した特色ある商品づくりや、市場出荷のみではなく、小売店や飲食店との直接取引等、販売チャンネルや販売手法の多様化を進め、戦略性のある販売体制を確立していくことが必要です。

そこで、県産品の競争力を高めるために商品力の向上に取り組むとともに、消費や流通の拡大のため、販売ターゲットの明確化、販売チャンネルの開拓と

戦略的展開に向けて支援するとともに、県産品のブランド力の向上を図ります。

#### 4. 国の輸出戦略と連動した県産品の輸出促進

近年、アジアや欧米諸国において、高品質な日本の農林水産物・食品への需要が高まっています。国においては、日本産品の国別・品目別輸出戦略の策定や品目別輸出団体の設立など、活発な取組みが進められているほか、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定により参加各国への輸出拡大が期待されています。

本県においても国の輸出戦略と連動し、「安全・安心」な強みを活かした新たな輸出産品の発掘や輸出ルートの開拓に向けた取組みの強化が必要となってきました。

今後は、輸出による所得向上を目指す生産者や事業者への支援のほか、欧米・中東などの新たな国・地域を含む有望市場への販路開拓、国内外の商社などのパートナー確保による輸出促進に取り組めます。

#### 5. 地域資源を活用した6次産業の拡大

農林水産業の成長戦略の柱の一つである6次産業化の取組みは、農林漁業者と加工・販売事業者等との連携による付加価値の向上や、地域資源を活用した新たな産業の創出など、所得の向上、雇用の拡大につながる取組として期待されています。

島根県内の6次産業の取組みは、生産規模の小さい生産者自ら加工・販売するケースが多いものの、近年、多様な事業者の連携による様々な6次産業への取組みが始まっています。

今後は、6次産業の取組みにあたっての諸課題の克服を図りながら、本県における6次産業の取組みの一層の拡大に努めます。

#### 6. 鳥獣被害対策

野生鳥獣による農林業に係る被害は、中山間地域を中心に深刻化しています。鳥獣被害を防止するためには、生息状況や被害発生状況など地域の実情に応じて、農林業者、地域住民、関係機関等が密接に連携・協力して対策を実行することが重要です。

このため、地域の合意形成を図りつつ、次の3つの対策を効果的に組み合わせ、的確かつ効率的な鳥獣被害対策を推進します。

①農地周辺の刈払いや放任果樹の除去等、鳥獣を人里に引き寄せない「環境づくり」

②侵入防止柵など「被害防止施設の整備」

③有害鳥獣の駆除など適正な「捕獲」

また、「特定外来生物」であるアライグマ、ヌートリアによる農作物被害や生息域が拡大しつつあります。このため、生息実態の把握や、効果的な捕獲や防除方法の普及に努め、被害の拡大防止を図ります。

#### 7. 農林水産業を支える研究開発の推進

農林水産業において、従事者の高齢化・減少に伴う生産基盤の脆弱化が進む中、安全で信頼のおける農林水産物の安定供給という役割をはじめ、農林水産業の有する様々な役割や機能を十全に発揮することが喫緊の課題となっています。農林水産業が魅力ある産業に生まれ変わるには、ニーズに即した研究開発をより積極的に展開していく必要があるほか、得られた研究成果を速やかに現場に移転する取組みを強化していくことが重要です。また、地域に根ざした農林水産研究を推進することは、農林水産業・農山漁村の再生・振興を図ることはもとより、新たな産業や雇用の創出にもつながります。

こうした背景のもと、第2期戦略プランでは長期的な展望に立って、島根の将来の農林水産業を支えるために必要な研究開発を重点研究に位置付け、1) 競争力強化のための新たな特産資源の創出、2) 環境保全と地域内資源の循環

利用による地域産業への貢献をテーマに、新たな品種や栽培技術の開発に取り組む、プランの実現を後押しする一定の研究成果が得られつつあるところです。

第3期戦略プランにおいては、まず第一に、第2期戦略プランのもとで取り組んできた、重点研究プロジェクトで得られた研究成果の普及に向けた取り組みを行っていきます。

一方、めまぐるしく変化する農林水産業情勢や、多様化するニーズに対応するためには、生産現場が直面する課題を的確にとらえ、速やかに解決する研究開発を実施していく必要があります。少子・高齢化に伴う消費者動向の変化や、地球温暖化・資源エネルギー問題に対応した、新品種育成や省力・省エネ技術開発といった取り組みを一層進めるとともに、後継者が積極的に参入する魅力ある農林水産業、強い農林水産業を実現する技術開発の取り組みを進めることは、農山漁村の後継者確保も期待でき、地方創生や定住の観点からも重要です。

これらを実現するため、行政・普及との連携はもとより、農林水産業関係団体や産学官連携等をより強化し、スピード感を持って、各プロジェクトと一体的に研究開発を実施し、早期の現場普及に取り組んでいきます。